

長岡京市中小企業振興基本条例(案)について

条例制定の目的

本市では、中小企業の振興による、地域経済の持続的な発展を目指しています。
そのためには、中小企業だけでなく関係団体や市民一人ひとりが、「市内の中小企業の発展が市民生活の向上に繋がること」の理解を深め、市、市民、中小企業、関係団体等が一体となって、中小企業の振興施策を進めていくことで、地域内の経済循環を促していくことが重要になります。

地域内経済の好循環により、持続的に、にぎわい、住みたい、住みつづけたいまちであり続けるため、企業が育つ環境を作るため、この条例を制定します。

※「市内のお店で買い物をする」などの日常的な行動も、中小企業の振興につながるものであり、市民の皆様にも、生活に身近な存在である中小企業の振興を担っていただいています。

条例の概要

条例では、市の責務、中小企業、経済団体、商店街、大企業、金融機関、学校、大学等及び市民の役割等を定め、それぞれの役割等を理解し合い、みんなが同じ方向を向いて中小企業の振興の取り組みを連携・協力して進めることを示しています。

条例の特色

- ① 条例上の**中小企業**には、法律でいう「中小企業者」だけでなく、**市内で「農業、医療、福祉等」の事業活動を行う者も含む**広い意味で定めています。
- ② 長岡京市内に4つある商店街を「**商店街の役割(第7条)**」として独立した条項で役割を定めています。
- ③ 中小企業の役割(第5条)として、**多様性(年齢、性別、障がいの有無、国籍等)に配慮した労働環境の整備及び事業活動**に努めるよう明記しています。

条文の内容

前文

前文の内容に直接的な効果はありませんが、条例制定の背景や趣旨、基本的な方向性や姿勢を示しています。

第1条(目的)

条例が、地域経済の発展・環境と調和した地域社会の実現のために、中小企業の振興を図るものであることを示しています。

第2条(定義)

条例上の用語の定義を定めています。一部、用語の定義を一般的な解釈よりも広い意味で捉えています。

第3条(基本理念)

中小企業の振興のためには、中小企業の自主的な努力を尊重し、それぞれ立場や役割等を理解し合い、連携していくことが重要であることを定めています。

第4条(市の責務)

市の責務として、国等の施策や地域の実態を把握した上で、施策を実施すること。市の関係規定にのっとり、市内の物品等を市が率先した調達に努めること。中小企業の支援・振興に関する情報発信・広報活動に努めることについて定めています。

第5条(中小企業の役割)

条例の主体となる中小企業の役割として、創意工夫による経営力の向上や改善、就労形態の多様化、多様性に配慮した労働環境の整備に関すること。市内の物品等を積極的に活用すること。関係団体等と連携し、協力することを定めています。

第6条～第9条(関係団体の役割)

関係団体として、「経済団体」「商店街」「大企業」「金融機関」の役割及びそれぞれが連携し、協力することを定めています。

第10条(学校及び大学等の協力)

次代を担う子どもたちへの中小企業への理解を促すとともに、大学等には研究等の協力を努めることを定めています。

第11条(市民の理解及び協力)

中小企業への理解を深めるとともに、地産地消等、市内での物の購入やサービスの利用等に可能な範囲で協力することを求めるものです。

第12条(施策の基本方針)

9つの施策の基本方針を掲げ、中小企業の振興施策を講じることとしています。

第13条(推進体制)

中小企業振興推進会議を設置し、市や経済団体、商店街等の施策を検証し、効果的な施策に繋げることであります。